

平成24年度 第5回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年6月18日（月）午前10時～11時

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第3号 職員の昇任選考について

議案第4号 鳥取県立鳥取工業高等学校における有機溶剤業務に係る有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外認定について

5 議事の公開・非公開

議案第1号、第2号及び第4号を公開とし、議案第3号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答しようとするもの。

① 条例案の名称

(1) 議案第9号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

② 条例案の概要

(1) 条例の改正理由

- ① 暴力団等からの保護対象者の警護等の業務は、危険性が高く、給与上特別の考慮が必要なことから、特殊勤務手当の支給対象とする。
- ② 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の状況の変化に応じ、この区域で作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を見直す。

(2) 条例案の概要

- ① 職員が、暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等の張付警戒の作業に従事したときは、1日につき820円の銃器犯罪捜査手当を支給する。
- ② 職員が、帰還困難区域、居住制限区域等において作業に従事した場合に支給する災害応急手当の額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改正後
福島第一原子力発電所の敷地内	免震重要棟外	20,000円	13,300円
	免震重要棟内	5,000円	3,300円
警戒区域	屋外	10,000円	6,600円
	屋内	2,000円	1,330円
帰還困難区域	屋外	※ 5,000円	6,600円
	屋内	※ 1,000円	1,330円
居住制限区域	屋外	※ 5,000円	3,300円
	屋内	※ 1,000円	660円
屋内退避指示区域		2,500円	廃 止

※は、避難指示区域又は計画的避難区域として支給

③ 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

- a 区域再編前の計画的避難区域のうち、帰還困難区域に設定された区域における平成24年4月16日以後の作業に対しては、旧条例の手当額を増額し、改正後の帰還困難区域における手当額と同額とする。
- b 上記 a を適用する場合に旧条例に基づき支給された手当は、同項の規定による手当の内払いとする。

③ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

(1) 銃器犯罪捜査手当関係

暴力団等からの保護対象者の身辺警戒等の必要性及びその危険性、困難性に鑑み行うものであり、異議はない。

(2) 災害応急手当関係

東日本大震災発生後の東京電力福島第一原子力発電所及びその周辺の状況の変化に応じた警戒区域等の見直し、さらにこの区域での作業の危険性、不健康性等の変化に照らして行うものであり、異議はない。

【質 疑】

委員

本県から派遣されてこの対象区域内で業務を行う警察官の規模はどうか。

事務局

昨年度の派遣実績については、3月末までに被災3県に606人、延べ8,146人、この手当の特例に係る地域に延べ4,200人程度と聞いている。今年度の実績は、5月に2名、今後の派遣計画のための情報収集を目的として、原発の敷地内での現地確認に1日行っている。

今後の予定としては、7月の3日から17日までの15日間に19人、計画的避難区域において警戒区域の境界で交通検問や警戒活動の業務などを行う予定であると聞いている。

2 議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職
臨床検査技師の職

② 採用予定者数
1名

③ 採用予定日
平成24年9月1日

④ 申請理由
退職により1名の欠員が生じる見込みであり、良質かつ適正な医療の提供を維持するため早期の欠員補充が必要であるため。

⑤ 選定方法
病院局において採用試験を実施する。

ア 試験内容

- ・論文試験（公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力及び専門的知識についての筆記試験）
- ・面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

イ 受験資格

【年齢】

昭和28年4月2日以降に生まれた者

【資格・免許】

臨床検査技師の免許を有する者

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

3 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

4 議案第4号

鳥取県立鳥取工業高等学校における有機溶剤業務に係る有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県立鳥取工業高等学校が有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下単に「省令」という。）第3条第1項第1号に該当することについて、同項に基づき、以下のとおり認定しようとするもの。

① 認定する内容

鳥取県立鳥取工業高等学校から申請のあった有機溶剤業務については、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、省令に定める有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないこと。

(1) 鳥取県立鳥取工業高等学校における有機溶剤業務

ア 使用する有機溶剤等

アセトン(第二種有機溶剤等)

イ 有機溶剤業務に従事する労働者等

実習職員1名及び生徒

ウ 認定に係る有機溶剤業務

年間1～2回実施するセラミック製造（粉末状薬品の金属のプレス成形）実習において、有機溶剤を使用して金型及び薬品さじの洗浄を行っている（有機溶剤を使用する時間数は、1回の実習で4時間程度）。

アセトン

- ・ウエスにアセトンを1回当たり約3g染みこませる。
- ・金型及び薬品さじをウエスにより払拭する。
- ・1時間10g程度の使用量（最大でも1時間で36gを上回らない。）

エ 有機溶剤業務を行う場所

セラミック実習室（開口率3%超、「タンク等の内部以外の場所」に該当）

開口率	6.06m^2 （開口部） \div 168.19m^2 （総面積） $= 3.60\% > 3\%$
-----	-------------------------------------------------------------------------

※「タンク等の内部」とは、通風が不十分な屋内作業場等をいい、具体的には、「天井、床及び周壁の総面積に対する直接外気に向かって開放されている窓その他の開口部の面積の比率（開口率）が3%以下の屋内作業場をいう。「タンク等の内部」に該当する場合、適用条項は省令第3条第1項第1号ではなく同項第2号となり、認定基準がより厳格になる（「1日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えないとき」となる。）。

(2) 認定基準（省令第3条第1項第1号）

屋内作業場のうちタンク等の内部以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないとき。

※「許容消費量を常態として超えない」とは、一時的に超えることはあっても、通常の状態として超えなければ足りる趣旨である。具体的には、作業の性質上明らかに有機溶剤等の消費量が許容消費量より少ないような業務、過去三ヶ月間の有機溶剤等の消費量を調査の結果、許容消費量を超える可能性がないと認められる業務等であることを要する（国通知）とされている。本件については、年間取扱い回数が1～2回程度であるので、過去三ヶ月の使用実績による調査では適切な実態把握ができないと思われることから、アセトン購入時の平成17年6月以降の平均使用量及び過去2年間の使用量により把握する。

(3) 有機溶剤等の消費量と許容消費量

ア 作業時間1時間に消費する有機溶剤等の消費量と許容消費量

アセトン	10g （最大 36g ） $\times 1.0 \leq 49\text{g}$ （許容消費量。 $2/5 \times 123.32\text{m}^3$ ）
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

※作業時間1時間に消費する有機溶剤等の消費量には、省令第3条第2項において準用する省令第2条第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める数値を乗ずることとなる。本件において有機溶剤等の消費量に乘ずることとなる数値は「1.0」である。

※作業場の気積については、許容消費量を計算する上では150m³が上限となる。

イ 認定基準に該当するかどうかの判断

アのとおり通常の使用で有機溶剤等の消費量が許容消費量を超えるものではなく、また、過去2年間における有機溶剤等の消費量は以下のとおりであったことから、認定基準に該当するものと判断。

《過去2年間の有機溶剤の消費量》

区分	アセトン
H23	97g (23g/h)
H22	24g (7.2g/h)

※平成23年は通算250分、平成22年は200分の消費量である。

※カッコ内の数は、年間の有機溶剤の消費量を年間の使用時間数で除した単純平均である。

② 認定日

平成24年6月18日

【質疑】

委員

調査・指導をきっちりやっけていただいている。

認定の効力発生日は遡及しないのか。

事務局

遡及しない。

委員

これまで認定されず除外されていない部分は、どういう位置づけになるのか。

事務局

今回適用除外認定する部分については、実質上改めての指導は行わないこととしたいが、この手続きをもってしても残る規制については、遵守を徹底するよう併せて指導を行うこととしたい。

委員

有機溶剤等は年に1回しか使わないのか。

事務局

実習は9月から3月まで行われるが、実習の最初に金型やサジを掃除するのに使う。

委員

実際の使用量と帳簿に書いてある使用量が異なっているとのことだが、どちらが多いのか。

事務局

帳簿に書いてある使用量の方が多い。

3g見当で使用しているが、正確に3gの使用にはなっていない。

委員

実際の使用量の方が多いと危険だが。了解した。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年7月9日（月）午前10時から開催することとした。